

☆ 設備技術規格評価委員会の委員を兼任する委員

プロセス評価委員会 (29名)			
役職	氏名	所属	カテゴリー
1	宮崎 裕子	弁護士法人 G I T 法律事務所 カウンセル／弁護士	弁護士
2	鷲津 明由	早稲田大学 社会科学総合学術院 教授 先端社会科学研究所 所長 スマート社会技術融合研究機構 次世代科学技術経済分析研究所 所長	学識者
3	藤村 奈央	北海道大学 大学院工学研究院 機械・宇宙航空工学部門 機械材料システム分野 材料力学研究室 教授	学識者
4	辻 佳子	東京大学 環境安全研究センター センター長 教授	学識者
5	笠井 尚哉	横浜国立大学 環境情報研究院 准教授	学識者
6	船口 彰	SOMPOリスクマネジメント株式会社 インスペクション部 担当部長 兼 製品認証グループ リーダー	第三者安全性審査会社 (登録安全審査機関)
7	樽谷 俊彦	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 消費生活アドバイザー 消費生活相談員	一般消費者
8	松平 定之	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー 弁護士・ニューヨーク州弁護士	弁護士
9	牧野 良次	国立研究開発法人産業技術総合研究所 安全科学研究部門 爆発利用・産業保安研究グループ 主任研究官	有識者
10	山内 健太郎	日本工業出版株式会社 編集企画部 編集2課	ジャーナリスト
11	津金 宏嘉	株式会社燃料油脂新聞社 執行役員支局統括局長 東京編集局 石油部長	ジャーナリスト
12	中条 孝之	三重県防災対策部 コンビナート防災監	地方自治体
13	志津里 大五	山口県 総務部消防保安課 産業保安班 主査	地方自治体
14	廣本 祥子	国立研究開発法人物質・材料研究機構(NIMS) 材料創製分野 耐食材料グループ グループリーダー	有識者
15	川西 由美子	ランスタッド株式会社ナショナルセールス＆アカウントマネジメント本部 セールスプロモーションセールスプロモーションマネージャー 組織開発ディレクター	有識者
16	林 和弘	化学工学会産学官連携センター SCE・Net 安全研究会 会員 安全・安心科学研究所 技術アドバイザー	有識者
☆ 17	三宅 淳巳	横浜国立大学 総合学術高等研究院 上席特別教授	学識者
☆ 18	松永 久生	九州大学 工学研究院 機械工学部門 教授	学識者
☆ 19	岩崎 篤	群馬大学 知能機械創製部門 教授	学識者
☆ 20	昆野 哲哉	ENEOS株式会社 執行理事 環境安全部長	認定事業者
☆ 21	木下 圭二	コスモ石油株式会社 リスクマネジメント部 部長	認定事業者
☆ 22	松澤 英俊	非破壊検査株式会社 執行取締役 東京営業本部副本部長 兼 営業部長 兼 管理室長	検査会社
☆ 23	渡 弘明	株式会社 ウィズソル 安全・品質統括部 技術・品質管理部 主管技師	検査会社
☆ 24	工内 一郎	日本製鋼所M&E株式会社 営業本部エンジニアリングサービス営業部 製品・工事グループ 担当部長	圧力設備の設計・製作会社
☆ 25	安部 正光	カナデビア株式会社 (旧日立造船株式会社) 脱炭素化事業本部 開発センター長	圧力設備の設計・製作会社
☆ 26	小島 郁夫	千代田化工建設株式会社 地球環境EPC支援部 国内プロジェクトEPC強化セクション チーフ・エンジニア	エンジニアリング会社
☆ 27	永田 聰	東洋エンジニアリング株式会社 材料・解析技術部 部長	エンジニアリング会社
☆ 28	岡田 貴博	川重ファシリテック株式会社 東部事業本部 東部検査技術部 部長	第三者安全性審査会社 (指定保安検査機関)
☆ 29	越野 一也	特別民間法人 高圧ガス保安協会 理事	規制関係団体 (経済産業省 推薦)

(プロセス評価委員会の構成)

第13条 プロセス評価委員会の委員は、本委員会の委員に加え、民間規格等に係る技術分野、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

2. 委員の属性の詳細については、「民間規格等の審議に係る要領」に定める。

表1：委員の選定カテゴリー

カテゴリー表示名	カテゴリー (属性)	設備技術規格評価委員会	プロセス評価委員会	外部評価委員会
AC	学識者	◎		○
AP	A 認定事業者または スーパー認定事業者	◎		
IN	検査会社等	◎		
PR	圧力設備設計/製作会社等	◎		
EN	エンジニアリング会社等	◎		
CR	保険会社、試験/認証会社 又は第三者安全性審査会社等	◎		
CN	一般消費者		○	
LW	弁護士		○	○
JR	ジャーナリスト		○	
AT	国または地方自治体を含む 規制関係機関/団体		○	
OT	その他 (有識者等)			

【記号説明】

◎：兼任

○：専任

空欄：必要に応じて任命

(プロセス評価委員の委嘱)

第14条 プロセス評価委員会の委員は、プロセス評価委員会の承認(初回は委員候補が相互に承認)に基づき、本委員会の委員長が委嘱する。ただし、プロセス評価委員会の委員の所属組織内における人事異動に伴う委員の補充等の場合はこれを引き継ぐことができる。

(プロセス評価委員会の委員長及び副委員長)

第15条 プロセス評価委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。委員長及び副委員長の任期は、委員の任期に従う。なお、委員長および副委員長は本委員会の委員を兼務しない。

2. 委員長及び副委員長は、プロセス評価委員会の委員の互選により定め、本委員会の委員長が委嘱する。